

事件番号 令和6年(行ウ)第21号

損害賠償請求行為請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面(1)

2024年4月28日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告 榎本清

第1 被告の主張について

1、一審判決後の報酬

被告は一審判決後の成功報酬について次のように主張している。

(2020年11月18日、原告による東大和市を被告とした損害賠償請求の提訴を受け、)東大和市は、橋本勇弁護士(以下「橋本弁護士」という。)との間で、令和3年(2021年)1月20日、東京地方裁判所立川支部令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件(以下「本件第一審事件」という。)に関する一切の件についての「東京地方裁判所立川支部令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件訴訟事務委託契約書」(以下「第一審訴訟事務委託契約書」という。乙1)を取り交わした。

なお、成功報酬については、第一審訴訟事務委託契約書(乙1)の第3条2項で、「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」と規定されている。

(答弁書 第5被告の主張 1項 小字は原告)

令和4年(2022年)4月21日に、本件第一審事件の判決が言い渡され、その判決内容は「原告の請求をいずれも棄却する。」ということで(乙2)、被告の東大和市が勝訴した。

なお、後記3項のとおり、(同年5月6日に)本件第一審事件の控訴があったが、その控訴事件についても橋本弁護士が引き続き受任することになったので、東大和市と橋本弁護

士との協議により、成功報酬は発生しないこととなった。(答弁書 第5 被告の主張 1 項 小字は原告)

2、控訴審判決後の報酬

被告は控訴審判決後の成功報酬支払について次のように主張している。

本件第一審事件の判決に対して原告による控訴がなされ、東大和市は、橋本弁護士との間で、令和4年(2022年)7月4日、東京高等裁判所令和4年(ネ)第2792号損害賠償請求控訴事件(以下「本件控訴審事件」という。)に関する一切の件についての「東京高等裁判所令和4年(ネ)第2792号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約書」(以下「控訴審訴訟事務委託契約書」という。(乙3))を取り交わした。

なお、成功報酬については、控訴審訴訟事務委託契約書(乙3)の第3条2項で、「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」と規定されている。

(答弁書 第5 被告の主張 3 項 小字は原告)

令和4年(2022年)11月9日に、本件控訴審事件の判決が言い渡され、その判決内容は「本件控訴を棄却する」ということで(乙4)、被控訴人の東大和市が勝訴した。(答弁書 第5 被告の主張 4 項 小字は原告)

東大和市と橋本弁護士は、(2022年11月21日)東京高等裁判所令和4年(ネ)第2927号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約に基づく事務が終了したことを確認し、協議をした上で、成功報酬の額を1,188,000円(うち消費税及び地方消費税108,000円)とすることで合意した(乙5)。(答弁書 第5 被告の主張 5 項 小字は原告)

3、成功報酬の支払

「答弁書 第5 被告の主張 6 項」の通り

4、成功報酬の支払の正当性

被告は2022年11月21日の時点での成功報酬支払の合意の正統性について次のように主張している。

本件では、控訴審訴訟事務委託契約書（乙3）の規定に基づいて、委託した訴訟事務が終了した後、すなわち（2022年11月9日に）本件控訴審事件の判決が言い渡され、同事件の訴訟事務が終了した後に（2022年11月21日に）協議をした上で成功報酬額についての合意をして、その合意した額を支払っているのであるから違法と指摘される点はない（答弁書 第5 被告の主張 7 項 小字は原告）

第2 原告の主張

1、はじめに

前記「第1 被告の主張について」記述にあたり、被告の答弁書には記載されていない期日があったのでこれを補った。

なお、東大和市を被告とした損害賠償請求事件に係る訴訟（以下「当該訴訟」と略す）に関する橋本弁護士からの弁護士報酬請求と東大和市の支払処理、ならびに両者の契約事実、及び当該訴訟に関わる事項を一覧にしたものを「別紙1」として添付し、同表に関する証拠（甲5号証～甲12号証）を提出する。

2、一審判決後の報酬について

1 審判決後の成功報酬について、被告は「その控訴事件についても橋本弁護士が引き続き受任することになったので、東大和市と橋本弁護士との協議により、成功報酬は発生しないこととなった。」（答弁書 第5 被告の主張 2 項）としているが、その事実を証するもの、ならびにその事実があった期日についての記載がない。

もし仮にそのような事実があったとしても、控訴審訴訟事務委託契約書の例に倣えば、一審に関する訴訟事務は終了しているのであり、たとえ原告の控訴という事実があるといえども（上告があったにもかかわらず、これを無きがごとくあつかい成功報酬支払の合意をなしたるがごとく）、一審判決後にも成功報酬支払の合意がなされるはずのものである。しかるにそのようにはならず、「控訴事件についても橋本弁護士が引き続き受任することになったので、東大和市と橋本弁護士との協議により、成功報酬は発生しないこととなった。」（同前）という協議結果はまことに不可解である。

すでに述べたように、この協議が行われた期日もその実態を証するものは何も示されていない。ただし一般論としては次のように言える。成功報酬は確定判決の後に勝訴した場合に限り初めて発生するのであり、上訴の有無は成功報酬の支払いの存否を問う重大なタイムポイントである。

本件に関していえば、控訴審の訴訟事務委託契約をしているということは、既に上訴があったということであり、成功報酬が支払われることは、その時点で消滅したということである。控訴審も「引き続き受任することになったので」、両者の「協議により」、「成功報酬は発生しないこととなった」という表現は事実に基づかない推論としか考えられない。

上訴された以上は成功報酬支払を合意（2022年11月21日）してはならないし、まして支払まで行う（2023年1月6日）ことは違法な公金の支出であるということである。

3、控訴審判決後の報酬について

上記のような論理の齟齬は、ひとえに成功報酬に対する解釈が被告と原告において異なることから生じる。

すでに述べたごとく、成功報酬とは訴訟の判決が確定後、（全面敗訴を除く）勝訴の程度によって訴訟事務委託受任者である代理人弁護士に与えられるものであるというのが原告の解釈である。しかるに被告は必ずしもそのようには解釈しない。

訴訟事務委託契約書、ならびに同協議書さえ整ってれば、確定判決前でもこれは違法ではないとしている。被告はこのことに関して答弁書で次のように述べている。

控訴審訴訟事務委託契約書（乙3）の第3条2項では成功報酬について、「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」と規定されているのであって、「損害賠償請求訴訟が確定後に成功報酬を支払う」とは規定されていない。原告の上記主張は、契約書の文言に反しているもので、原告独自の解釈に基づくものに過ぎない。

（中略）同事件の訴訟事務が終了した後に協議をした上で成功報酬額についての合意をして、その合意した額を支払っているのであるから違法と指摘される点はない。（答弁書7頁 7まとめ 小字は原告）

原告は（被告が、全面または一部であれ勝訴すれば、）「損害賠償請求訴訟が確定後に成功報酬を支払う」べきであると考えるが、同契約書の「委託事務終了後、委託者の予算の範囲

内において別途協議して定める」という表現もそのことを排除しているのではないと解釈できる。これを曲解して成功報酬支払に合意したものが同契約書に基づく訴訟委託事務契約協議書（乙5号証）であり、被告の主張である。

被告は直接的には述べていないが、控訴審の勝訴判決を対価として成功報酬を支払うということに合意したと読み取れる（さすれば、なぜ地裁判決勝訴の段階で成功報酬の合意がなされなかったのかという疑問は残る）。

4、「東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約協議書」（以下「訴訟事務委託契約協議書」と略す）について

被告は、控訴審訴訟事務委託契約書第3条2項に基づき訴訟事務委託契約協議書（乙5号証）を交わし、成功報酬1,188,000円（税込）とすることで合意した（答弁書第5被告の主張5項）のであるから違法ではないと主張している。

しかし、いやしくも公金の支出にあたっては支払内容・支払額の妥当性、支払時期が適正であることが求められる。本件に限って言えば、①成功報酬として支払うことは妥当であるか、②成功報酬額1,188,000円（税込）が適正な金額であるか、③支払対象は妥当であるか、④成功報酬の支払時期は適正であるかである。

公金の支出である以上、委託者、受任者双方が合意すればよいというものではなく、支払内容、支払金額、支払対象、支払時期が違法ではないということが厳しく問われねばならない。

以下、先ず②成功報酬額について述べ、しかる後に①成功報酬支払の妥当性、④支払時期が適正であるか否かについて述べる。③支払対象はここでは論外とする。

（1）成功報酬額について

成功報酬額1,188,000円については、東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号損害賠償請求控訴事件に関するものであり、着手金の2倍であることを推測させるのみで、東京平河法律事務所の弁護士報酬基準規程さえ示されていないのでその根拠を推し量ることもできない。

被告と橋本弁護士がこの額が妥当であるとした根拠は、控訴審訴訟事務委託契約書第3条2項で「委託者の予算の範囲内」ということが示されている以外、この協議書では何ら示されていないのである。

しかし成功報酬の金額の妥当性については本事件の対象外であるので、ここではこれ以上触れない。

(2) 成功報酬支払の妥当性

ア、「成功報酬」の解釈

成功報酬とはいかなるものか。『広辞苑 第7版』(岩波書店)では次のように記されている。

「依頼した要件の遂行に成功した場合に支払われる報酬。成功金」

上記解釈が市井では一般的であり、そのような解釈に従えば被告と橋本弁護士が締結した訴訟事務委託契約協議書にある「東京高等裁判所令和4年(ワ)第2972号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約に基づく事務が終了したことを確認し」控訴審で勝訴したことを対価とし成功報酬支払に合意したとみることも不可能ではない。

次に代理人弁護士による訴訟事務に関する「成功報酬」がどのように説明されているか、代表的な2例をあげる。

「報酬金というのは事件が成功に終わった場合です。成功というのは一部成功の場合も含まれ、その度合いに応じて支払いますが、まったく不成功(裁判でいえば全面敗訴)の場合は支払う必要はありません。」(日弁連 web サイトより「報酬金」)

「結果の成功の程度に応じて支払う成功報酬のことをいいます。従って、完全に敗訴となれば、報酬金は発生しません。」(第二東京弁護士会 web サイトより「報酬金」)

上記説明に従えば、「事件が成功に終わった場合、事件終了の段階で支払うもの」で「完全に敗訴となれば、報酬金は発生しません。」ということになる。

イ、当該訴訟の場合

当該訴訟の場合、高裁の判決で被告が勝訴した後に、控訴期限である2022年11月21までに原告・被告(「控訴人及び上告人兼申立人=原告、被控訴人及び被上告人兼相手

方＝被告」であるので、以降呼称は統一する) 共に上告しなかった場合、はじめて被告にとって「事件が成功に終わった」と言えるのである。

ところが、上告された場合においては訴訟継続中となり、原告・被告のいずれが勝訴するか(部分勝訴も含め)不明である。たとえ控訴審で原告が敗訴していたとしても、上告審では原告勝訴の場合もあれば、被告が勝訴する場合もある。勝訴の可能性は両者共に等しくあるということである。この段階で予断を持って原告敗訴とし、成功報酬を支払うことは(個人であればまだしも、組織体であるなら、まして公の組織であればけして)許されない。

控訴審訴訟事務委託契約書第3条2項で成功報酬について、「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」と規定されていることはその通りであるが、成功報酬支払の合意、ならびに支払行為が「委託事務終了後」であればいつでも可能であるということの意味するものではない。全面敗訴でないことを前提に、成功報酬支払合意、支払行為はあくまでも確定判決後に限られ、当該訴訟の確定判決前の成功報酬支払いを認める根拠にはならない。

契約の自由が通用する民対民の関係においてもこのような会計処理をすることは通常あり得ない。まして公金をあずかる東大和市が、確定判決も出ていない段階で成功報酬支払合意や支払行為をすることは許されず、もしこれが為されれば違法な公金支出と言わねばならない。

(3) 成功報酬支払時期

ア、訴訟の進行と契約書提出・支払の経緯

2020年11月18日、東京高等裁判所立川支部に提訴された令和2年(ワ)第2710号事件は、2021年2月15日から2022年3月4日までの期間で9回の口頭弁論の後、2022年4月21日原告敗訴の判決が言い渡された。原告はこれを不服とし、同年5月6日控訴状を提出した。

なお、2021年1月20日、被告東大和市は橋本弁護士と第一審訴訟事務委託契約書を交わし、着手金594,000円(税込)等(成功報酬は別途協議)を東大和市が支払うことに合意した。着手金は同年5月6日に支払われている。

東京高等裁判所に控訴された令和4年（ネ）2972号事件は、同裁判所で1回の口頭弁論（2022年9月14日）の後、2022年11月9日原告敗訴の判決が言い渡された。原告はこれを不服として、2022年11月24日に上告した。

なお、2022年7月4日、被告東大和市と橋本弁護士は控訴審訴訟事務委託契約書を交わし、着手金594,000円（税込）等（成功報酬は別途協議）を東大和市が支払うことに合意した。着手金は同年8月12日に支払われている。

2022年11月21日、被告東大和市と橋本弁護士は訴訟事務委託契約協議書を交わし、東京高等裁判所令和4年（ネ）2972号事件の成功報酬として1,188,000円の支払いに合意した。同日付で橋本弁護士から請求書が東大和市に出され、同じく同日中に東大和市総務部文書課にて支出命令票が起票され、決定されている。なお、2023年1月6日に本成功報酬は東大和市により支払われている。

イ、数々の疑念

この間の両者のやり取りを見ると、東大和市文書課の支払処理にはいくつかもの疑問がある。具体的には市役所に郵便によって送達されている橋本弁護士からの書類（総務部文書課職員の言による）に対する次のようなものである。

- ① 一審訴訟に関する着手金594,000円の支払請求書の日付2021年2月18日と、これに対する東大和市の支払命令票の起票日が同じであること。
- ② 日当440,000円の支払請求書の日付2022年5月25日と、これに対する東大和市の支払命令票の起票日が同じであること。
- ③ 控訴審着手金594,000円の支払請求書の日付同年7月28日と、これに対する東大和市の支払命令票の起票日と決定日が全て同日であること。
- ④ 同弁護士と東大和市との訟事務委託契約協議書の締結日2022年11月21日が、同弁護士からの成功報酬1,188,000円の支払請求書の日付と、東大和市の支出命令票の起票日と決定日がすべて同日付であることなど。

以上、数々の疑念があるが、とりわけ公金の処理について見逃せないのが本件の成功報酬支払に関する処理である。

ウ、成功報酬支払時期

当該訴訟の原告は、2022年11月24日に上告状兼上告受理申立書（甲12号証）を提出しており、最高裁の調書の結果が明らかにされた2023年8月4日の前日、すなわち2023年8月3日の時点までは判決は確定していない。すでに述べたように、2022年11月21日は訴訟継続中であり、何れが勝訴するかは原告・被告共に等価である。いかに控訴審訴訟事務委託契約書に則り、橋本弁護士と東大和市の間で成功報酬支払の合意をした協議書を作成しようと、これが違法性を阻却することにはならない。

本件は成功報酬の支払い時期そのものを違法であると指摘しているものであり、被告東大和市が適正な時期に支払いをすれば何ら違法性を指摘されることはなかったはずである。しかるに、支払すべからざる時にこれを行ったのであるから、誤った支払金額を相手方に返還請求をするのは東大和市の当然の義務であり、市民の信任に応えることになるのである。

第3 総括

刑事・民事を問わず、日本は三審制を採用しており、上訴する権利は原告・被告共にあって基本的な権利そのものである。刑事事件であれば、無罪推定の原則があり、上訴している限りは無罪として扱われなければならない。本件は民事ではあるが上訴している以上、これを原告・被告の何れか一方の勝訴として取り扱うことは法に背く行為であり、日本の裁判制度の否定にも値する暴挙である。しかも公的機関である市役所がこれを行うということは、日本の民主主義にとって由々しき事態である。

市民の血税によって賄われている公金支出にあたっては厳正であることが求められるのであって、支払内容、支払金額、支払対象、支払時期について妥当性、適確性が要求される。本件の場合、支払時期が確定判決前であったということが適格性を欠く最大の要件であり、それに尽きる。

公金の支出はすべからず公明正大でなければならず、市民に対し明確な説明責任の義務がある。民間レベルのことならまだしも、公共機関の代表的存在である市役所がこのような違法行為を犯すことは致命的であり、民主的市財政運営を危うくするものである。

今般の東大和市の行いは、市民の信頼に応えるべき行政が違法で不適正な公金支出を行ったというに留まらず、同時に日本の三審制の否定という法的価値観を覆す行為に及んだとい

うことであり、二重の意味で民主主義の否定という過ちを犯していることを被告は自覚すべきである。

以上

附属書類

- 1 本状及び下記 2～4 の副本
- 2 甲 5 号証～甲 12 号証（いずれも写し） 各 1 通
- 3 原告証拠所説明書（3）
- 4 別紙 1